

概要版

安曇野市子ども計画

(令和7年度～令和11年度)





1 計画の趣旨

本市は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するための環境整備を計画的に推進してまいりました。

しかしながら、急激な社会情勢の変化やライフスタイルの多様化により、少子高齢化や貧困等、子どもやその家庭に加え、若者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

令和5（2023）年に施行された「こども基本法」及び「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」が提唱されました。

その実現に向け、本市としてこども施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「安曇野市こども計画」を策定しました。なお、本市のこども施策を総合的に網羅するため、「第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」の内容を組み入れています。

2 計画の位置づけ

本計画は策定にあたりこども基本法の規定に基づき、各根拠法令、長野県の関連計画、本市の総合計画及び関連計画との整合性を図っています。



3 計画の対象

0歳から概ね39歳までの心と身体が発達過程である「こども」

※本計画においては、「子ども」、「若者」を下記のとおり定義します。

「子ども」：18歳未満、「若者」：18歳から29歳まで（一部施策においては39歳まで）、その他法令に根拠がある場合や固有名詞を用いることが適当な場合はそれに従う。

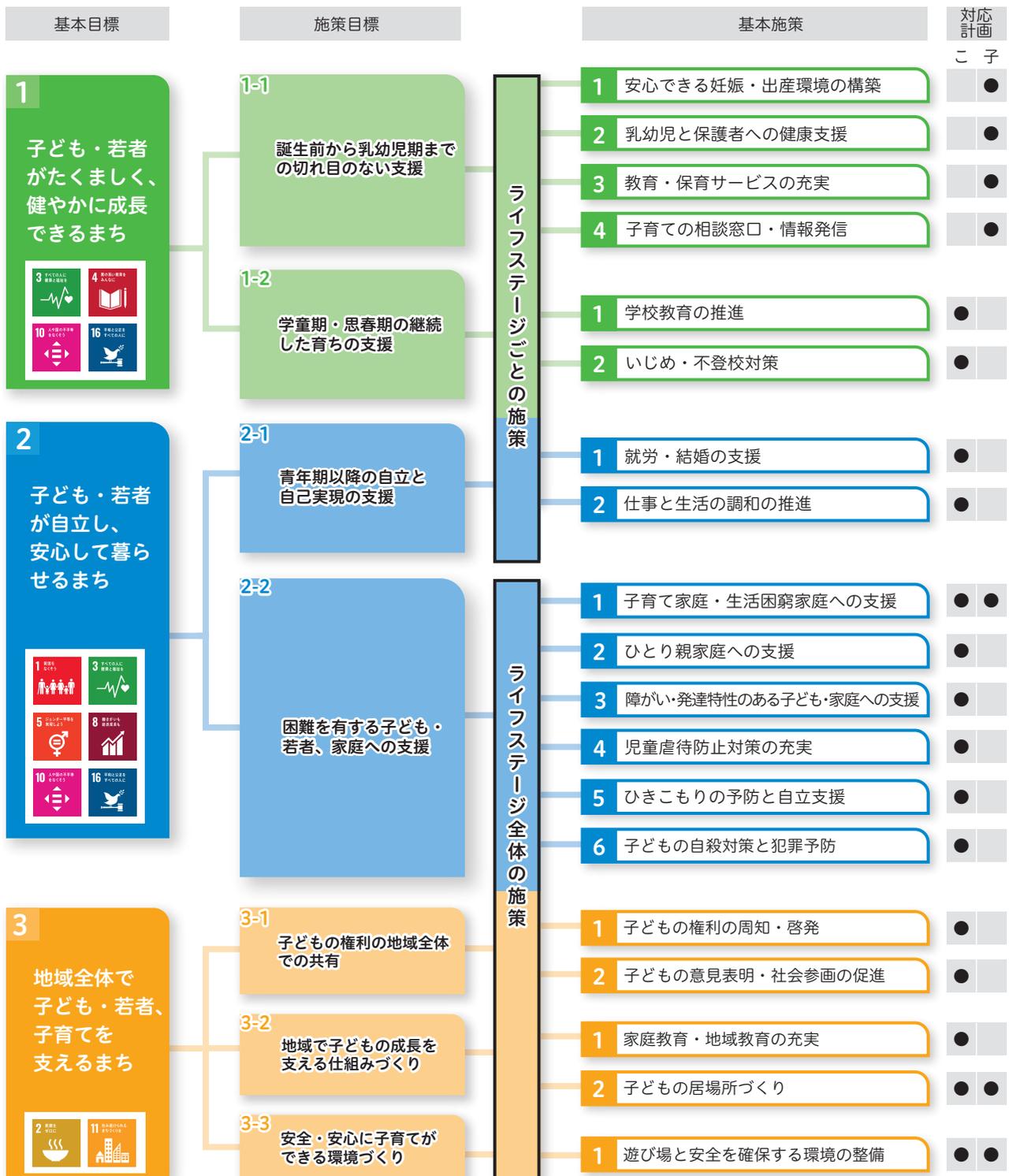
4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

基本理念

自然・地域・人が紡ぐ こどもが輝くまち 安曇野

安曇野の豊かな自然、地域資源、多様な人たちの中で、子ども・若者自ら一人ひとりがかけがえない輝きを持つ主役であることを実感するとともに、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送れるように施策を展開します。



対応計画：こ→こども計画、子→子ども・子育て支援事業計画

基本目標 1

子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち

保護者に対し妊娠から子育て期までの切れ目のないサポートを行うとともに、豊かな自然や地域での多様な交流・体験を通じて、全ての子どもがたくましく健やかに育まれるまちを目指します。

成果指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)
出産・子育てがしやすい地域であると思う市民の割合	%	34.6	40.6
保育環境に対して満足している保護者の割合	%	53.4	54.0
待機児童数	人	0	0
主体的・対話的で深い学びができていない児童・生徒の割合	%	83.1	90.0
学校給食での地場産物（安曇野産）の使用割合	%	28.1	29.4
「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている」児童・生徒の割合	%	小学生 70.8 中学生 68.1	小学生 73.6 中学生 70.4

施策目標 1-1

誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援

基本施策	主な取組
安心できる妊娠・出産環境の構築	○妊娠から出産についての母子の健康増進支援 ○不妊・不育症の治療費の一部を助成
乳幼児と保護者への健康支援	○母子の健康診査、健康相談等の健康管理・育児支援 ○健全な食生活の習得等の支援
教育・保育サービスの充実	○多様な児童に対応する教育・保育体制の確保 ○保育環境の整備と質の高い教育・保育の提供
子育ての相談窓口・情報発信	○児童館における教室やイベントの実施 ○子育て・子ども園等についての情報発信

施策目標 1-2

学童期・思春期の継続した育ちの支援

基本施策	主な取組
学校教育の推進	○協働的・探究的な学び、郷土への愛着と誇りを育む学びの充実 ○子どもの体力の向上 ○一人ひとりに応じたきめ細かな教育・支援の充実
いじめ・不登校対策	○人を思いやる豊かな心の育成 ○不登校・不登校傾向の子どもへの支援

基本目標 2

子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち

健康面や経済面におけるサポートを通じて、子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、子育て家庭が安心して子どもと向きあうことができるまちを目指します。

成果指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市の子育て環境や教育環境、様々な支援事業等に対して満足している保護者の割合	%	45.7	47.0
経済的なゆとりがあると感じている就業中の若者の割合	%	10.5	11.5
時間的なゆとりがあると感じている就業中の若者の割合	%	10.9	12.0
新婚生活サポート件数	件	29 (累積)	55 (累積)
男性の育児休暇取得率	%	8.9	78.0
経済的なゆとりがないと感じている低所得家庭の割合	%	48.9	48.0
時間的なゆとりがないと感じている低所得家庭の割合	%	31.1	30.0
自分の保護者から愛されていると感じている子ども・若者の割合	%	63.6	64.5
自分の居場所がないと感じている子ども・若者の割合	%	3.8	3.0

施策目標 2-1

青年期以降の自立と自己実現の支援

基本施策	主な取組
就労・結婚の支援	○スキル向上や就労相談・再雇用のための支援 ○経済支援と出会い創出による結婚支援体制の構築
仕事と生活の調和の推進	○事業者・就業者への働き方の意識改革の促進 ○ライフプラン/キャリアプランを立てる力の育成

施策目標 2-2

困難を有する子ども・若者、家庭への支援

基本施策	主な取組
子育て家庭・生活困窮家庭への支援	○生活や教育・保育にかかる経済的支援
ひとり親家庭への支援	○ひとり親家庭への経済的支援、資格取得支援 ○ひとり親家庭への相談体制、支援の充実
障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援	○早期発見・早期支援と教育・保育及び療育の充実 ○就労・社会参画の支援
児童虐待防止対策の充実	○困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援 ○児童虐待等の防止のための支援と啓発活動
ひきこもりの予防と自立支援	○家居の状態にある子ども・若者への早期支援 ○社会的理解の促進と相談窓口、連携体制の強化
子どもの自殺対策と犯罪予防	○こころの健康といのちの相談体制の充実 ○子どもを未然に犯罪から守るための教育や啓発活動

基本目標 3

地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち

子どもは権利の主体であることを地域全体で共有し、子ども・若者の意見を尊重します。また、子どもの居場所や遊び場の確保、家庭教育・地域教育力の向上、主体的な学びの場の提供等を通じて、地域ぐるみで子ども・若者、子育てを支えるまちを目指します。

成果指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)
今の生活に満足している子ども・若者の割合	%	87.8	89.0
自分は他の人たちから孤立していると感じている子ども・若者の割合	%	18.9	18.0
「小中学校と地域・家庭の連携が図れている」と思う市民の割合	%	28.8	39.7
地域の雰囲気は自分にとって心地いいと感じている若者の割合	%	86.1	87.0
6年生まで受入れ体制が整備された放課後児童クラブ数	ヶ所	7	10
園庭芝生化をした公立認定こども園数・幼稚園数	ヶ所	0	19

※園庭芝生化

子どもたちがのびのびと安全かつ快適に多様な外遊びができる保育環境づくりと緑化による地球問題への取組のため、公立認定こども園・幼稚園の園庭を芝生化すること。

施策目標 3-1

子どもの権利の地域全体での共有

基本施策	主な取組
子どもの権利の周知・啓発	○子どもの権利の趣旨や内容の情報発信、学習支援による子ども自身と市民に対する啓発
子どもの意見表明・社会参画の促進	○子どもを主権者として捉え、子どもの意見を取り入れるための、わかりやすい情報提供と市政・地域への参画促進

施策目標 3-2

地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

基本施策	主な取組
家庭教育・地域教育の充実	○学校と家庭、地域の協働によるよりよい学校・地域づくり ○地域ぐるみで子どもの成長を支える仕組み、活動の促進
子どもの居場所づくり	○子どもが安心できる地域の居場所づくり

施策目標 3-3

安全・安心に子育てができる環境づくり

基本施策	主な取組
遊び場と安全を確保する環境の整備	○地域と連携した子どもの見守りの促進 ○公共・公用施設及び子育て関連施設、通学路等の整備

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、その他業務の円滑な実施について定めています。

教育・保育の提供区域^{*}を市内全域1区域と定め、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について取り組みます。

※教育・保育事業を提供する上で基礎となる区域で、区域ごとに必要な提供体制を確保する取り組みを行うこととされている。

幼児期の教育・保育

本市の特徴である豊かな自然環境と地域資源を活用し、様々な体験活動を取り入れることで、子どもの心と身体の健康づくりに取り組んでいます。

取組内容

- 保育需要への必要量に対応するための教育・保育サービス量の提供体制の確保
- よりよい教育・保育環境のための就学前教育と施設整備の充実
- 利用者・事業者の負担軽減と円滑な利用に向けた支援
- 職員の資質向上、寄り添い学び合う体制づくりによる教育・保育内容の質の向上

市の認可保育・教育施設

事業所分類		施設数
認定こども園	公立	18
	私立	2
認可保育所	私立	1
幼稚園	公立	1
地域型保育事業所		12

地域子ども・子育て支援事業、教育・保育の一体的提供及び推進体制

取組内容

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の設定
(子ども・子育て支援法に基づく地域の実情に応じた子育て支援事業についての必要量の見込みとそれに対する提供体制や実施時期等)
- 教育・保育の一体的提供及び推進に対する体制の確保
(公立認定こども園及び幼稚園の基本的な考え方や、今後の課題・展望等)

■問い合わせ先

安曇野市教育部子ども家庭支援課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電話 0263-71-2000 (代表)

